

さいたま家庭裁判所委員会議事要録（第37回）

第1 日時

平成31年1月23日（水） 午後3時から午後5時まで

第2 場所

さいたま家庭裁判所大会議室

第3 出席者

【委員】

伊藤敏孝，大場玲子，加藤利雄，栗田和美，孝橋宏，坂田恭子，佐世芳，立山優二，畑玲子，本田晃，水谷元雄，吉田正臣（五十音順，敬称略）

【委員代理】

宇田紀之（押切久遠委員の代理，敬称略）

【オブザーバー】

（事件部）中澤智，北島孝子，七尾聡，鈴木秀男

（事務局）横山真幸，中村浩毅，安藤慎一，白熊正樹，八木真希子

第4 議題

「家事事件手続法施行5年後の家事調停事件について」

第5 議事概要

1 開会宣言

2 委員代理の出席の承認

3 議題「家事事件手続法施行5年後の家事調停事件について」

家事事件手続法の趣旨，家事調停の実情等についてDVD視聴を交えて説明した上で，意見交換及び質疑応答を行った。

（●は裁判所委員又は説明者，○は外部委員の発言内容）

○ 市役所で女性のための法律相談を行っているが，相談内容のほとんどが離婚のことである。当事者の中には，調停がどのようなものか分かっていない方がいる。今回視聴した家事調停のDVDはよくできており，当事者が見ることができれば，非常に安心すると思う。裁判所が調停について積極的に発信する必要があるのではないか。

○ 記録の閲覧等について，審判事件では原則許可されるとのことであるが，すべてが対象となるのか。記録を部分的に閲覧させるという判断もあり得るのか。調停事件の場合，裁判官の裁量によるのであれば，閲覧等ができるのはそこまで多くないように思うがどうか。

● 事件記録は，申立書や関係する資料，代理人の委任状，戸籍関係等の資料を1～3分類に分けている。当事者はこれらについて閲覧等を希望することができ，希望

する部分とその理由を申請書に記載していただくことになっている。統計はとっていないが、調停事件でも一定数の申請がある。御説明したように、審判事件と調停事件とで記録の開示等についての規定が異なる。例えば、当事者の希望により調停で開示をしていなかった資料について、調停が不成立となって審判に移行した場合、資料が審判の基礎となるような重要なものであれば、開示されることがある。

- 調停開始時の双方同席説明について、実施を促した事件及び実施された事件の割合を伺いたい。
- 統計をとっていないため、割合は申し上げられないが、手続の透明性の確保及び期日の効率化を目的に、できる限り双方同席での説明を行うこととしている。他方、相手に会うと冷静に調停に臨めないとか、身体的症状が生じるといった主張があったり、DV事案であったりして、同席説明の実施が明らかに不可能なケースもある。そうでなくても、当事者が頑なに拒む場合は実施できない。その場合、別席で説明を行うが、双方への説明内容が異なることのないよう配慮している。
- 調停を見ていると、離婚でも、遺産分割でも、当事者の権利意識が強くなっていると感じる。また、訴訟に準じた細かい主張をすることが多く、以前の調停とはだいぶ様変わりしている印象を持っている。原因を特定することは難しく、家事事件手続法の施行もその一つかもしれない。調停手続で事実の認定はできないため、当事者の主張はある程度尽くしながらも、折り合えるところがあるかどうかを模索し、折り合えなければ審判に移行して裁判所が判断する流れでやむを得ないのではないか。手続面で自律的な解決を促進することも重要かもしれないが、やや限界があるように思う。
- 双方同席説明については、初回期日の冒頭で調停委員から実施を申し出るが、拒否された場合、その後の調停委員と当事者との信頼関係が損なわれてしまうため、無理やり実施することはできない。説明では、「約30分ずつ2交代、1回につき大体1時間くらいお話をお聴きする時間があり、30分のうち約5分を手続説明として頂戴します。裁判官や調停委員が双方のどちらが正しいかを決めることはありません。調停委員を通じて忌憚のない意見交換を行う中で、御自分の主張だけでなく、相手の主張にも耳を傾けていただいて、成立に向けてみなさんで考えていきましょう。」と伝えている。最近では、インターネット等で非常に細かく調べてくる当事者も増えており、法的評価をきちんと踏まえて進行してほしいという方もいる。法的評価を強く求める当事者の場合は、裁判官と評議を実施して進めることになるが、以前に比較して裁判官の考えを聞く時間が増えているように思う。また、先ほど広報の話題が出たが、調停協会では年1回無料調停手続相談を行っている。行政に対する広報活動を行った方が良いのではないかとのお話もあるので、調停協会としても今後考えていきたい。
- 当事者が申立書等の書類を作成する際は、裁判所からどのように説明されている

のか。なかなか自分の気持ちを文章に表現できない方もいると思うが、そういった方への説明の機会はあるのか伺いたい。

- 裁判所が説明できるのは手続面のみである。必要な記載事項や文言の意味等の説明はできるが、当事者の意向に沿った書き方を提示することはできない。裁判所の判断事項に触れかねないため、教示すると一方当事者に偏ることになってしまう。よって、あくまでも当事者が求めるものについて、自身で判断して書いていただくことになる。当事者が相談を希望する場合は、専門家への相談を促している。
- 家事事件手続法施行による効果を伺いたい。施行によって相手方に申立書の写しを送付されるようになったとのことであるが、事前に申立人の主張が把握できて準備ができたというケースと、反対に感情的対立が強まったというケースと、実際のところはどうか。
- 申立ての動機欄等が直接的に伝わらないような様式になっていることもあり、相手方に申立書の写しを送付することになった以前と以後とで、そこまで大きな違いは感じない印象である。ただし、例えば「自分は暴力をふるっていない」という方は、動機欄の暴力の項目に二重丸がついているだけで気分を害されることもある。
- 家事審判法の頃は、相手方には調停期日通知書しか送付されなかったため、相手方は「裁判所に呼びつけられた。」と怒っている方が多く、調停委員として、とっかかりが難しかった。それに比べて、申立書の写しの送付によって、何について呼び出されたのかが分かり、話がしやすくなったように思う。
- 申立書の動機欄について、該当する項目に二重丸と丸をつける様式は刺激を緩和する効果があって良いと思うが、もう一步踏み込んで、例えば、5段階の選択肢にしてはどうか。事実に対する認識の違いがあることが紛争の原因になるので、当事者が紛争の真の原因に気づき、自律的な解決を目指すためにも、お互いの認識がかけ離れていることがより分かるような工夫ができるのではないか。他方、複雑化してしまうという危惧もあるかもしれない。
- DV事件の場合は、調停期日後に被害者が加害者から後をつけられたことがあるため、原則として被害者側が先に退庁するようにしている。また、法律相談では、申立人に対し、事前に相手方に「裁判所が中立の立場で間に入るから、ぜひ調停に来てほしい。」と伝えておくよう促している。
- 裁判所の危機管理として出入口で所持品検査を行っているが、時間が掛かって当事者双方が鉢合わせしてしまう可能性があるため、DVや付きまといがある事案、感情的な対立が激しい事案では、出頭時間をずらしたり、被害者を先に帰らせたりしている。また、調停室を別室、別フロアにしたり、通常とは異なる待合室を設定したりしてなるべく当事者双方が顔を合わせないような動線を確認している。
- 調停の申立てをされる方は、一人で来ることが多いのか、それとも弁護士等と一緒に来たり、手続を代理してもらったりすることの方が多いいのか。申立書を書くに

当たって裁判所は内容に踏み込んだ説明ができないとのことであったが、書き方しか説明されないとなると、当事者は弁護士に相談しなければならず、費用が発生する。当事者が一人で正しい申立てをすることはできるのだろうか。また、申立ての動機欄は細かく記載させなくても良いと思う。反面、申立人の主張に対する相手方の反発が避けられないのであれば、スムーズな調停進行という観点から、事前に伝えておいた方がお互い準備がしやすいのかもしれない。それから、当事者が相手と顔を合わせたくないから同席説明を拒否するという話があったが、前回、少年事件について、被害者配慮のために審判廷で衝立等を使用することがあると聞いた。同じように衝立を使用する等の配慮があれば、同席説明が実施できるのではないか。

● 調停事件全体のうち、申立人本人が申し立てているケースは半分以上あると思う。他方、代理人が選任されるケースも増えており、その場合は代理人が同行する。また、代理人がいなくても家族が同伴するような場合もある。当事者が一人で来庁しても申立てができるよう、裁判所は丁寧に対応している。

○ 調停期日は何回くらい開催されるのか。また、申立て時点で主張の裏付けや証拠がどの程度必要とされるのか伺いたい。さらに、調停が不成立となった場合、もう一度調停をやり直すことはできるのか。

● 調停期日の回数は特に決まっているわけではない。事案によるが、短く終わるものも、1、2年かかるものもある。平均すると半年から1年くらいで解決に至っているように思う。成立するのは、全国的に見ても全体のうち半分くらいである。また、裏付けの必要性について、調停は自主的に合意いただく制度であるので、証拠を示して相手を糾弾しても、解決しようという気持ちにはならない。特に序盤では、当事者の気持ちに訴えるような手立てを尽くし、合意を目指す。ただし、調停委員会の考えを示さないと進まない事案もあり、最終的な局面で、調停委員会が双方から提出された資料に基づいて考えを説明することもある。なお、不成立からのやり直しは可能である。離婚事件については、不成立の場合に自動的に訴訟に移行するわけではない。訴訟になっても和解をすることがあるし、調停で当面別居だけを取り決めておくこともある。

○ 最近、子どもや母親と話をする中で、離婚、ひとり親家庭が多いと感じている。ある低所得者住宅近辺の小学校では、生徒の半分以上がひとり親家庭というクラスもあり、地域でもただことではない状況に陥っていると感じる。

4 次回テーマ等の選定「利用しやすく分かりやすい来庁者対応という視点から見た家事調停について」

5 閉会宣言

第6 次回日時

平成31年6月7日（金） 午後3時